

二〇一二年十二月 山陰研究 第四号 抜刷  
島根大学法文学部 山陰研究センター

八幡神社（米子市東八幡）蔵『伯耆会見風土記』について

原

豊二

# 八幡神社（米子市東八幡）蔵『伯耆会見風土記』について

原 豊 二

（米子工業高等専門学校）

## 摘 要

米子市東八幡にある八幡神社に所蔵される『伯耆会見風土記』を紹介する。同書は古風土記に仮託した地誌で、幕末に書かれた『伯耆志』にその記述があることから、江戸時代後期の成立と見られるものである。その独自の世界を、書誌・原文・訓読・注釈・解題に分けて示していきたい。

キーワード：風土記、伯耆、八幡神社、偽作、神話

## I 書誌

- （外題） 伯耆会見風土記
- （内題） 伯耆國風土記
- （書写年代） 江戸時代後期頃
- （表紙） 本文共紙
- （料紙） 楮紙
- （冊数） 一冊
- （丁数） 墨付十四丁
- （大きさ） 縦二六・六センチメートル、横一九・三センチメートル

山陰研究（第四号）二〇一一年十二月

## II 原文

〔凡例〕 以下は『伯耆会見風土記』を翻字したものである。この写本には片仮名で訓読が付されているが、ここでは省略し、漢字だけを記す。  
■は欠字。〔 〕は割注である。また、明らかな誤字には訂正を施した。

伯耆会見風土記（表紙）

伯耆国風土記

卷首曰

一所以伯耆号者足摩乳手摩乳娘奇稻田■八頭蛇追來彼岔林時母遲來姬云母來也故云母來国也（1才）

會見郡（1ウ）

一所以号相見郡者奇稻田姬蛇追來時母相見而祝故云相見郡也

合郷

中間庄〔本字高満〕

蚊屋庄〔本字鹿野〕（2才）

八幡郷〔本字八百田〕

長田郷〔今依前字〕

阿賀庄〔本字御鴨〕

福田郷〔今依前字〕 富田庄〔本字高田郷也〕

星川庄〔今依前改郷〕 榎原庄〔本字惠喜原〕（2ウ）

宗像庄〔本字胸方〕

長砂庄〔本字永視野〕

勝田庄〔本字固殿江〕

余戸里

神戸里 米子駅（3才）

一中間庄郡家東南一十八里十九步

大穴持神令福德授賜故云高満郷〔神龜三改中間也〕

一蚊屋庄郡家東北五里六十九步

多加美氣都伎神鹿乘此野降賜故鹿野郷〔神龜三改蚊屋庄 即有正倉也〕（3ウ）

一八幡郷郡家東南九里二十步

田貴都比女神八百田植秋熟納給所知食故八百田郷云也〔神龜三改八幡也 即有正倉也〕

一星川庄郡家正南一十六里五十三步

都岐伊美神河水移影見星神降（4才）故云星河郷〔神龜三改郷庄也 有正倉〕

有正倉〕

一長田郷郡家南西一十九里二十二步

田伎津比女命大田植給故長田郷云也〔即有正倉也〕

一阿賀庄郡家南西一十七里三十二步（4ウ）

鴨御祖神坐故云御鴨郷也〔神龜三改阿賀庄也〕

一富田庄郡家南西一十四里三十步

天照太神高天原降御田作賜故云高田郷〔神龜三改富田庄也〕

一榎原庄郡家正南一十二里八十步

宇加神惠原開給故云惠喜原郷〔神龜三改榎原庄也〕（5才）

一福田庄郡家南西一十四里二百二十步

多氣地比女命御田植付給能熟故云福田郷也〔神龜三改郷字庄也〕

一宗像庄郡家南西四里十步

武胸方神坐故胸方郷云〔神龜三年改宗像庄〕（5ウ）

一長砂庄属郡家

此郷永視野社在故云永視野郷也〔神龜三年改長砂庄 即有正倉〕

一勝田庄郡家西北二十四里三十五步

伊佐奈美乃尊神退時靈祭所也花時華以祭吹幡歌而舞然夜見濱（6才）

固堅加志者社故云固殿江也〔神龜三改勝田庄也〕

一余戸里郡家西北九里二十一歩

此処粟嶋社坐少日子命蒔粟莠実離離載粟荳彈渡入常世郷故云粟嶋之

余戸也〔本云竹真嶋松竹等繁多〕（6ウ）

一米子馱郡家正西三里二十八歩

此地火八木神御子坐故八木子云也〔神龜三改米子馱也 即有正倉〕

一神戸里郡家東南二十一里八十歩

小身神赤魚幸給故神殿在云神戸里（7才）

奈日魅舎 子波乃社

出見社 佐田乃社

鹿野社 久米乃社

赤井天社 中志未社

新爾社 加美爾社（7ウ）

日下乃社 宇美乃社

八幡乃社 卯遠乃社

女心乃社 河宇加社

石州社 押久知社

氣子本社 小身乃社（8才）

小身乃社 津流戸社

津保乃舎 信州乃社

阿宇氣社 星加波社

御箭社 古魔津社

安曇社 大福呂乃社（8ウ）

武呂乃社 三佐氣社

長田乃社 河内乃社

三木乃社 大木乃社

賀茂社 大波良社

猪小路社 御鴨乃社（9才）

志良山社 篠乃社

小志宇社 福田乃社

波志乃社 武知乃社

胸方乃社 大穴武知社

猪乃多社 手間乃社（9ウ）

八木子社 永視野社

永視野社 福原乃社

八木原社 三八木乃社

宇加乃社 粟嶋乃社

大須氣社 和多乃社（10才）

和多裏社 志野津社

火神山社 志野津社

伊須社 下道乃社

中道社 上道乃社

西海乃社 余子乃社（10ウ）

天照御魂社 加久乃社

一狭田濱周六里八十歩郡家東北八里五十二歩

狭田国生大神坐須故云狭田也

一西海余子濱周九里五十歩郡家北東三十壹里一百歩

神功皇后三箇男神坐故〔西海余子濱云也〕（11才）

一大智山郡家正東二十三里一百歩

大山豆美神坐伊予大智郡神來賜故云大智山也諸木繁多狼狸狐等多

此山藥艸類桔梗川芍藥葛根等繁多也

一土神山郡家正南二里八十歩

地主神（11ウ）坐故云土神山也

一手間山郡家正西七里二十九歩

出雲国与伯耆国堺也〔松杵檜繁多也〕古老云麓赤猪多此山少彦名命

父神之手指漏落而降地故云手間山也（12才）

一火神山伯耆国与出雲国堺郡家正西二十四里三十五步

伊佐奈美乃尊火神加久都地生焦神退故云火八木山也

〔須佐男尊自出雲国降日川上在鳥上山時川上啼声聞算声尋賜老翁老婆

在尊曰汝等誰何故如此啼对云吾此国神人也名足摩乳妻手摩乳云前八人

娘每歳（12ウ）八頭蛇来吞今此稻田娘為吞無由免故歎也云尊曰然少女

吾得謀以蛇退可賜即奇稻田娘隱火神山林釀酒所吞蛇醉睡時稜釵斬之則

老人祝之後姬幸

尊歌曰 佐具作女乃志野不加美嘉氣奈々得屋得以末固戸乃江尔美屋

都久利須留

姬反歌 比波久連奴佐久作女乃殿遠波哉殿地奴固戸盧乃夜見尔和礼

末世波須留

相与邁合而生大穴持神時母遲来姬云（13才）母来<sup>止</sup>故云母来国也母姬

見祝故云相見郡也

古老云比波山固殿江有中古高波打寄洶崩而失社地也依之五里南去移

社此所二火八云也

一魔乃池周二里郡家西北二十三里八十步

一相見大川源出郡家南西二十里八十步（13ウ）

鳥上山東北流入大海〔年魚伊久比多也〕

一道通郡家正東大川舟渡八里五十二步

一同通汗入郡余戸里一十七里八十步

一同通出雲国堺手間刺七里二十九步

一同通日野郡溝口駅二十三里八十二步（14才）

右郷改庄事神龜三年依民部卿口宣也 卷首見也

卷尾云

天平五年書之

三月辰 相見也（14ウ）

### III 訓読

〔凡例〕本写本を片仮名で表記されている訓読を基にして読み下した。

伯耆国風土記

卷首に曰はく

一、伯耆と号する所以は、足摩乳・手摩乳の娘、奇稻田姫、八頭蛇追ひ、彼叡林に来たる時、母遅く来たる。姫云はく、「母来るなり」と。故に母来の国と云ふなり。

会見郡

一、相見郡と号する所以は、奇稻田姫、蛇追ひ来たる時、母相見て祝ぶ。故に相見の郡と云ふなり。

合郷

- 中間の庄〔本の字は高満なり〕
- 蚊屋の庄〔本の字は鹿野なり〕
- 八幡の郷〔本の字は八百田なり〕
- 長田の郷〔今も前に依る字なり〕
- 阿賀の庄〔本の字は御鴨なり〕
- 福田の郷〔今も前に依る字なり〕 富田の庄〔本の字は高田の郷なり〕
- 星川の庄〔今も前に依り郷を改む〕 榎原の庄〔本の字は恵喜原なり〕
- 宗像の庄〔本の字は胸方なり〕

長砂の庄〔本の字は永視野なり〕  
勝田の庄〔本の字は固殿江なり〕

余戸の里

神戸の里 米子の駅まつぎ

一、中間の庄、郡家の東南一十八里十九歩なり。  
大穴持神、福德授け令め賜ふ。故に高満の郷と云ふ。〔神龜三、中間に改むるなり。〕

一、蚊屋の庄、郡家の東北五里六十九歩なり。

多加美氣都伎神、鹿に乗りて此の野に降り賜ふ。故に鹿野の郷といふ。〔神龜三、蚊屋の庄に改む。即ち正倉あるなり。〕

一、八幡の郷、郡家の東南九里二十歩なり。

田貴都比女神、八百田植え、秋熟り納め給ひ、所知食す。故に八百田の郷と云ふなり。〔神龜三、八幡に改むるなり。即ち正倉あるなり。〕

一、星川の庄、郡家の正南一十六里五十三歩なり。

都岐伊美神、河水に移る影を見て、星神降る。故に星河の郷と云ふ。〔神龜三、郷を庄に改むるなり。正倉あり。〕

一、長田の郷、郡家の南西一十九里二十二歩なり。

田伎津比女命、大田植え給ふ。故に長田の郷と云ふなり。〔即ち正倉あるなり。〕

一、阿賀の庄、郡家の南西一十七里三十二歩なり。

鴨御祖神、坐します。故に御鴨の郷と云ふなり。〔神龜三、阿賀の庄に改むるなり。〕

一、富田の庄、郡家の南西一十四里三十歩なり。

天照太神、高天原より降り、御田作り賜ふ。故に高田の郷と云ふ。〔神龜三、富田の庄に改むるなり。〕

一、榎原の庄、郡家の正南一十二里八十歩なり。

宇加神、恵みて原を開き給ふ。故に恵喜原の郷と云ふ。〔神龜三、榎原の庄に改むるなり。〕

一、福田の庄、郡家の南西一十四里二百二十歩なり。

多氣地比女命、御田植え付け給ふに、能く熟る。故に福田の郷と云ふなり。〔神龜三、郷字を庄に改むるなり。〕

一、宗像の庄、郡家の南西四里十歩なり。

武胸方神、坐す故に、胸方の郷と云ふ。〔神龜三年、宗像の庄に改む。〕

一、長砂の庄、郡家に属す。

此の郷、永視の社在り。故に永視野の郷と云ふなり。〔神龜三年、長砂の庄に改む。即ち正倉あり。〕

一、勝田の庄、郡家西北二十四里三十五歩なり。

伊佐奈美尊、神退るの時、靈を祭る所なり。花の時、華を以て祭る。吹幡歌ふて舞ふ。然るに、夜見の濱に固く加志者に社堅つる。故に固殿江と云ふなり。〔神龜三、勝田の庄に改むるなり。〕

一、余戸の里、郡家の西北九里二十一歩なり。

此の処、粟嶋社坐す。少日子命、粟を蒔く。秀実離離、粟莖に載りて、弾かれ渡り、常世の郷に入る。故に粟嶋の余戸と云ふなり。〔本に云ふ、竹真嶋。松竹等繁多なり。〕

一、米子の駅、郡家の正西三里二十八歩なり。

此の地、火八木の神の御子坐します。故に八木子と云ふなり。〔神龜三、米子の駅に改むるなり。即ち正倉あり。〕

一、神戸の里、郡家の東南二十一里八十歩なり。

小身の神、赤魚幸を給ふ。故に神殿在り。神戸の里と云ふ。

猪乃多の社	胸方の社	波志の社	小志宇の社	志良山の社	猪小路の社	賀茂の社	三木の社	長田の社	武呂の社	安曇社	御箭の社	阿宇氣の社	津保の舎	小身の社	氣子本の社	石州の社	女心の社	八幡の社	日下の社	新爾の社	赤井天の社	鹿野の社	出見の社	奈日魅舎
手間の社	大穴武知の社	武知の社	福田の社	篠田の社	御鴨の社	大波良の社	大木の社	河内の社	三佐氣の社	大福呂の社	古魔津の社	星加波の社	津流戸の社	小身の社	小身の社	河宇加の社	卯遠の社	宇美の社	加美爾の社	中志末の社	久米の社	佐田の社	子波の社	子波の社

八木子の社 永視野の社  
永視野の社 福原の社  
八木原の社 三八木の社  
宇加の社 粟嶋の社  
大須氣の社 和多の社  
和多裏の社 志野津の社  
火神山社 志野津の社  
伊須の社 下道の社  
中道の社 上道の社  
西海の社 余子の社  
天照御魂の社 加久の社

一、狭田の濱、周り六里八十歩なり。郡家の東北八里五十二歩なり。  
狭田国生大神、坐す。故に狭田と云ふなり。  
一、西海余子の濱、周り九里五十歩なり。郡家の北東三十壹里一百歩なり。  
神功皇后、三筒男神、坐す。故に西海余子の濱と云ふなり。  
一、大智山、郡家の正東二十三里一百歩なり。  
大山豆美の神、坐す。伊予の大智の郡の神来たり賜ふ。故に大智山と云ふなり。諸木繁多なり。狼・狸・狐等多し。  
此の山、葉艸類、桔梗・川芎・芍薬・葛根等繁多なり。  
一、土神山、郡家の正南二里八十歩なり。  
地主神、坐す。故に土神山と云ふなり。  
一、手間山、郡家の正西七里二十九歩なり。  
出雲国と伯耆国の堺也なり。「松・杵・檜繁多なり。」古老云ふ、麓に赤猪多し。此の山は、少彦名命、父神の手指より漏れ落ちて、降り

たまふ地なり。故に手間の山と云ふなり。

一、火神の山、伯耆国と出雲国の堺、郡家の正西二十四里三十五歩なり。  
伊佐奈美いざなみの尊みこと、火神加久都地かぐつちを生む。焦やかれ神退かたさりたまふ。故に火ひ八や木の山と云ふなり。

〔須佐男すさのをの尊、出雲国より降り、日川上ひのかみの鳥上山とりかやまに在り。時に川上に啼く声を聞けり。声を覓たづね賜ふ。老翁・老婆在り。尊の曰はく、「汝等誰ぞ。何故に此こくの如く啼く。対へて云はく、「吾、此の国の神人なり。名は足摩乳あしなづち、妻め、手摩乳てなづちと云ふ。前に八人の娘、歳ごとに八頭蛇来て吞む。今、此の稲田姫、吞まんとす。免るる由無し。かるが故に歎なくなり。」と云ふ。尊の曰はく、「然るに少女を吾に得ん。謀りごとを以て、蛇を退き賜ふべし。即ち奇稲田姫を火神山ひはやま林に隠し、酒を醸かんで吞ませ、蛇、酔よひ睡ねむる時、釵かんざしを抜いて之を斬る。則ち老人之を祝よろこび、後に姫幸す。

尊歌の曰はく さくさめのしのぶ神垣七重八重いま九重に宮つくりする

#### 姫の反歌

日は暮れぬさくさめのとをはやとちぬ心の間に我れ迷はする

相与に適合して大穴持神を生む時、母遅く来。姫云はく、「母来」と。故に母来国と云ふなり。母姫を見て祝ぶ。故に相見の郡と云ふなり。」

古老の云ふ、比波山は固殿江に有り。中古、高波打寄せ洶崩して、社地を失ふなり。之に依りて、五里南に去り社を移す。此の所、二火八と云ふなり。

一、魔乃池、周り二里。郡家の西北二十三里八十歩なり。

一、相見大川、源の出づるは、郡家の南西二十里八十歩なり。

鳥上山より東北に流れ、大海に入る。〔年魚・伊久比多きなり。〕

一、道、郡家の正東、大川の舟渡しに通ふは、八里五十二歩なり。

一、同じく、汗入郡の余戸よとの里に通ふは、一十七里八十歩なり。

一、同じく、出雲国の堺、手間刺てまに通ふは、七里二十九歩なり。

一、同じく、日野郡の溝口駅に通ふは、二十三里八十二歩なり。

右の郷、庄に改むる事は、神龜三年に民部卿依り口宣あり。卷首に見ゆるなり。

#### 卷尾云はく

天平五年、之を書く。

三月辰 相見なり。

#### IV 注釈

〔凡例〕本書は「古風土記」に仮託しつつ、江戸時代後期に記されたものである。よって注釈はこうした認識の下に適宜記すこととする。

#### 卷首曰

一所以伯耆号者足摩乳手摩乳娘奇稲田姫八頭蛇追来彼叅林時母遅来姫云母来也故云母来国也

【注】国号由来の記述。一般に「古風土記」の記述と認められていない。松本布政著『伯耆民談記』の記述より採択したようである。『伯耆民談記』には、「そのいわれは、神代の御時、雲州簸の川上なる八岐の大蛇を恐れ、稲田姫は遁れて、当時此の国に入り給ひしに、其の母、是を思ひ慕ひて、後より尋ね来りき、姫、悦びて「母来る哉。」と云々。風土記に述ぶ。其の地は今の会見郡なりと。（『因伯叢書』名著出版（一九七二年）によつたが、字句を私に改めた。）とある。



会見郡

一所以号相見郡者奇稲田姫蛇追來時母相見而祝故云相見郡也

【注】郡号由来。これも『伯耆民談記』によったと思われる。本書は、『伯耆民談記』に影響を受けている。よって、『伯耆民談記』の基となった『伯耆民談記』の成立した寛保二年（一七四二年）以降に、本書は書かれたものと考えられる。『伯耆民談記』には、「此郡は、神代の昔、稲田姫、出雲国より八岐の大蛇が難を遁れて、此の国に来る。其の母、是を慕ひて追ひ來たり。此の地にて逢ひ見しによりて、会見郡となづく」とある。

中間庄〔本字高満〕

【注】『伯耆民談記』における「中間ノ庄」は「細見、岸本、石州府、福万、日下、尾高、国成、東谷、小波、中間」の十村を指す。現在、米子市淀江町中間にその名が残る。以下の「勝田庄」まで江戸時代の郷名である。なお、源順によつて編纂された『和名類聚抄』によれば、平安時代中期の会見郡には、日下、細見、美濃、安曇、巨勢、蚊屋、天万、千太、会見、星川、鴨部、半生の十二郷が存在したという。蚊屋庄〔本字鹿野〕

【注】『伯耆民談記』における「蚊屋ノ庄」は「日吉津、今村、熊ノ藤、二本木、佐田、津ノ末、蚊屋、今在家、浦木、下新印、下ノ郷、赤出、市部、上新印、嶋田、四日市、中島、中河原、川岡」の十九村を指す。現在、米子市蚊屋にその名が残る。

八幡郷〔本字八百田〕

【注】『伯耆民談記』における「八幡ノ郷」は「馬場、水濱、遠藤、馬心、立岩、小野、小町、鶴田、坂中、大寺、殿河内、新庄、岩屋谷、別所、山市場、八幡」の十六村を指す。現在、米子市八幡・東八幡に

その名が残る。

長田郷〔今依前字〕

【注】『伯耆民談記』における「永田ノ庄」は「馬場、徳長、竹延、道河内、切喰、絹屋、西、鍋倉、与市谷、法正寺、加茂、能竹、加正、信寄、入蔵、赤牛、赤谷、定常、早田、大河内、篠畑、大木屋、落合、京乘院、佐陀、今長、掛合、高佐良、八子、金崎、江原、二升、常清、金山」の三十四村を指す。

阿賀庄〔本字御鴨〕

【注】『伯耆民談記』における「阿賀ノ庄」は「阿賀、原、新庄、北方、猪小路」の五村を指す。現在、南部町阿賀にその名が残る。

福田郷〔今依前字〕

【注】『伯耆民談記』における「福田庄」は「柏尾、谷川、坂根、上境、大袋、下阿妻」の六村を指す。

富田庄〔本字高田郷也〕

【注】『伯耆民談記』における「富田庄」は「天満、三崎、寺内、清水川、上阿妻」の五村を指す。

星川庄〔今依前改郷〕

【注】『伯耆民談記』における「星川庄」は「諸木、宮ノ前、浅井、大谷、馬平、坪屋、山根、網平、反原、石田」の十一村を指す。

榎原庄〔本字恵喜原〕

【注】『伯耆民談記』における「榎原庄」は「古市、橋本、新山、今村、奈喜良、大谷、青木」の七村を指す。現在、米子市榎原にその名が残る。

宗像庄〔本字胸方〕

【注】『伯耆民談記』における「宗方庄」は「日原、奥谷、石井、上新田、下新田、目角、大谷、陽田、宗方、陰田」の十村を指す。現在、米子市宗像にその名が残る。

長砂庄〔本字永視野〕

【注】『伯耆民談記』における「長砂郷」は「車尾、長砂、観音寺、兼久、上福原、海池」の六村を指す。現在、米子市長砂にその名が残る。

勝田庄〔本字固殿江〕

【注】『伯耆民談記』における「勝田ノ庄」は「米子、下福原、米原、三柳、阿島、曲松、大篠津、小篠津、才神、新屋、竹ノ内、中野、上り道、境目、外江、渡利」の十六村を指す。現在、米子市勝田町にその名が残る。また、「固殿江」は境港市外江のこと。  
余戸里

【注】米子市彦名町の粟島。『伯耆国風土記逸文』より付け加えた里名である。

神戸里

【注】伯耆町小野・小町。これも独自に加えたか。

米子駅

【注】『延喜式』には「相見駅」があるが、「米子駅」はない。

一 中間庄 郡家東南一十八里十九歩

大穴持神令福德授賜故云高満郷〔神龜三改中間也〕

【注】「大穴持神」はオオクニヌシ。なお、一里は五三三メートルで、一里は三百歩である。

一 蚊屋庄 郡家東北五里六十九歩

多加美気都伎神鹿乘此野降賜故鹿野郷〔神龜三改蚊屋庄 即有正倉也〕

【注】「多加美気都伎神」はタケミカツキで、イザナギの子。鹿島神、また春日神の一つ。

一 八幡郷 郡家東南九里二十歩

田貴都比女神八百田植秋熟納給所知食故八百田郷云也〔神龜三改八幡也 即有正倉也〕

【注】「田貴都比女神」はタギツヒメで、宗像三女神の一つ。

一 星川庄 郡家正南一十六里五十三歩

都岐伊美神河水移影見星神降故云星河郷〔神龜三改郷庄也 有正倉〕

【注】「都岐伊美神」はツクヨミか。

一 長田郷 郡家南西一十九里二十二歩

田伎津比女命大田植給故長田郷云也〔即有正倉也〕

【注】「田伎津比女命」はタギツヒメ。

一 阿賀庄 郡家南西一十七里三十二歩

鴨御祖神坐故云御鴨郷也〔神龜三改阿賀庄也〕

【注】「鴨御祖神」は賀茂神。

一 富田庄 郡家南西一十四里三十歩

天照太神高天原降御田作賜故云高田郷〔神龜三改富田庄也〕

【注】「天照太神」はアマテラス。

一 榎原庄 郡家正南一十二里八十歩

宇加神惠原開給故云惠喜原郷〔神龜三改榎原庄也〕

【注】「宇加神」はウカノミタマノカミ。

一 福田庄 郡家南西一十四里二百二十歩

多気地比女命御田植付給能熟故云福田郷也〔神龜三改郷字庄也〕

【注】「多気地比女命」はタギツヒメ。

一宗像庄郡家南西四里十歩

武胸方神坐故胸方郷云〔神龜三年改宗像庄〕

【注】「武胸方神」は不明だが、宗像信仰に関わるか。

一長砂庄属郡家

此郷永視社在故云永視野郷也〔神龜三改長砂庄 即有正倉〕

【注】「会見郡家」の所在地とある。『伯耆志』も「右の伯耆風土記に、相見郡郡家西北有余戸里有粟嶋云々。」とあるを考ふるに郡家は此の地方に当たれり。」とし、また「会見郡古老伝（注・この本のこと）にも「長砂庄属郡家」と記せるも、偽書ながら中らずといへども遠からぬ説にや。」として、この説を支持している。すなわち、『伯耆国風土記逸文』によって、『粟嶋』から見て東南の地に「郡家」があると考えられるというわけである。江戸時代において「会見郡家」を「長砂」とする説はそれなりに認められていたようだが、それは「粟嶋」からの方角のみならず、近隣の車尾において天皇が和歌を詠んだなどとする後醍醐天皇説話などにも影響を受けていたと考えられる。近世の人々は、古くからこの地に人が住んでいたと考えたのである。なお、現在は考古学上の成果から、「会見郡家」は伯耆町北西端の「長者原台地」の辺りとされることが多い。坂本嘉和「伯耆国会見郡衙について―近年の発掘調査からみた様相―」（『伯耆文化研究』十号、二〇〇八年）が、近年の研究成果としてよくまとまっている。

一勝田庄郡家西北二十四里三十五歩

伊佐奈美乃尊神退時靈祭所也花時華以祭吹幡歌而舞然夜見濱固堅加

志者社故云固殿江也〔神龜三改勝田庄也〕

【注】「伊佐奈美乃尊神」はイザナミ。「神退」とあるので、その死の

こと。本書では、ここで死んだイザナミの「霊」を祀る。「夜見嶋」の名は『出雲国風土記』にもある。「加志」は杭のことで、「国引き神話」に表わされている。『出雲国風土記』嶋根郡には、「戸江の剗。郡家の正東廿里一百八十歩なり。〔嶋にあらず。陸地の浜のみ。伯耆の郡内の夜見の嶋に相向かはむ間なり。〕」とある。

一余戸里郡家西北九里二十一步

此処粟嶋社坐少日子命蒔粟莠実離載粟莠渡入常世郷故云粟嶋之余戸也〔本云竹真嶋松竹等繁多〕

【注】鎌倉時代成立の『釈日本紀』所引の『伯耆国風土記逸文』相見郡。々家西北、有余戸里。有粟嶋。少日子命蒔粟、莠実離々。即載粟彈、渡常世国、故云粟嶋也。」と同様の記事だが、一部相違する。「粟嶋」は『出雲国風土記』にも記載がある。なお『伯耆民談記』もこの条を引く。また、『出雲国風土記』意宇郡には「粟嶋。〔椎・松・多年木・宇竹・真前等の葛あり。〕」とある。これらの書物から、多少の字句を変えて記したようである。

一米子駅郡家正西三里二十八歩

此地火八木神御子坐故八木子云也〔神龜三改米子駅也 即有正倉〕

【注】「米子」の地名起源譚。「火八木神」はカゲツチか。

一神戸里郡家東南二十一里八十歩

小身神赤魚幸給故神殿在云神戸里

【注】「小身神」は不明。現在、ここは小野・小町の二つの集落があり、平安時代の歌人である「小野小町」伝承を伝えている。「小野」と「小町」を「小身」としたか。

奈日魅舎

【注】なかまのみや。米子市淀江町中間に中間神社がある。

子波乃社

【注】 こなみのやしろ。米子市淀江町小波。

出見社

【注】 いずみのやしろ。米子市泉。

佐田乃社

【注】 さだのやしろ。米子市淀江町佐陀に佐陀神社がある。

鹿野社

【注】 かやのやしろ。日吉津村に蚊屋島神社がある。

久米乃社

【注】 くめのやしろ。米子市久米町。

赤井天社

【注】 あかいてんのやしろ。米子市赤井手。

中志未社

【注】 なかしまのやしろ。米子市中島。

新爾社

【注】 しんしのやしろ。米子市下新印。

加美爾社

【注】 かみしのやしろ。米子市上新印。

日下乃社

【注】 くさかのやしろ。米子市日下に日下神社がある。

宇美乃社

【注】 うみのやしろ。不明。

八幡乃社

【注】 やわたのやしろ。米子東八幡に八幡神社がある。

卯遠乃社

【注】 いんとうのやしろ。米子市遠藤。

女心乃社

【注】 めこころのやしろ。伯耆町吉長。元は「馬心村」と言った。

河宇加社

【注】 かうかのやしろ。米子市河岡。

石州社

【注】 せきしゅうのやしろ。米子市石州府。

押久知社

【注】 おしくちのやしろ。伯耆町押口。

氣子本社

【注】 きしものやしろ。伯耆町岸本。

小身乃社

【注】 おみのやしろ。伯耆町小野。

小身乃社

【注】 おみのやしろ。伯耆町小町。

津流戸社

【注】 つるどのやしろ。南部町鶴田。

津保乃舎

【注】 つほのやしろ。南部町朝金にあった「坪屋村」か。

信州乃社

【注】 しんしゅうのやしろ。米子市諏訪に諏訪神社がある。

阿宇氣社

【注】 あうきのやしろ。米子市青木に青木神社がある。

星加波社

【注】 ほしかわのやしろ。南部町田住・宮前の辺りか。

御箭社

【注】みのりのやしろ。不明。

古魔津社

【注】こまつやしろ。南部町金田に小松神社がある。

安曇社

【注】あずまのやしろ。米子市上安曇・下安曇。

大福呂乃社

【注】おおふくろのやしろ。米子市大袋。

武呂乃社

【注】むろのやしろ。不明。

三佐氣社

【注】みさきのやしろ。南部町三崎。

長田乃社

【注】ながたのやしろ。南部町には長田神社が複数ある。

河内乃社

【注】かわちのやしろ。南部町大河内。

三木乃社

【注】みきのやしろ。南部町三本木。

大木乃社

【注】おおきのやしろ。南部町大木屋。

賀茂社

【注】かものやしろ。南部町には賀茂神社が複数ある。

大波良社

【注】おおはらのやしろ。南部町原。

猪小路社

【注】いこちのやしろ。南部町猪小路。

御鴨乃社

【注】みかものやしろ。南部町入蔵に三鴨神社がある。

志良山社

【注】しらやまのやしろ。米子市新山に白山神社がある。

篠乃社

【注】しののやしろ。不明。

小志宇社

【注】こしうのやしろ。不明。

福田乃社

【注】ふくだのやしろ。南部町福万に福田神社がある。

波志乃社

【注】はしのやしろ。米子市橋本か。

武知乃社

【注】たけちのやしろ。南部町武信か。

胸方乃社

【注】むなかたのやしろ。米子市宗像に宗像神社がある。

大穴武知社

【注】ををあなむちのやしろ。不明。

猪乃多社

【注】いのだのやしろ。米子市陰田町に犬田神社がある。

手間乃社

【注】てまのやしろ。南部町天万に天万神社がある。

八木子社

【注】やぎこのやしろ。「米子の社」の意であろう。

永視野社

【注】ながしののやしろ。米子市長砂。

永視野社

【注】なかしののやしろ。不明。

福原乃社

【注】ふくはらのやしろ。米子市上福原・東福原・西福原。

八木原社

【注】やきはらのやしろ。米子市米原。

三八木乃社

【注】みやきのやしろ。米子市西三柳。

宇加乃社

【注】うがのやしろ。不明。

粟嶋乃社

【注】あわしまのやしろ。米子市彦名町に粟嶋神社がある。

大須気社

【注】おおすきのやしろ。米子市大崎に大崎神社がある。

和多乃社

【注】わたりのやしろ。境港市渡か。

和多裏社

【注】わだりのやしろ。米子市和田町か。

志野津社

【注】しのづのやしろ。米子市大篠津。

火神山社

【注】ひはやまのやしろ。本書によれば境港市外江か。

志野津社

【注】しのづのやしろ。境港市小篠津。

伊須社

【注】いすのやしろ。不明。

下道乃社

【注】しもどうのやしろ。「上道乃社」同様、境港市を考えるべきか。

中道社

【注】なかどうのやしろ。「上道乃社」同様、境港市を考えるべきか。

上道乃社

【注】かみどうのやしろ。境港市上道に上道神社がある。

西海乃社

【注】さかいのやしろ。「境」の意とすれば、境港市を考えるべきか。

余子乃社

【注】あまるこのやしろ。境港市竹内町の余子。

天照御魂社

【注】あまてるみたまのやしろ。不明。

加久乃社

【注】かくのやしろ。不明。

一狭田濱周六里八十歩郡家東北八里五十二歩

狭田国生大神坐類故云狭田也

【注】淀江町佐陀。『出雲国風土記』の国引き神話に「狭田国」が見

られる。

一西海余子濱周九里五十歩郡家北東三十壱里一百歩

神功皇后三筒男神坐故〔西海余子濱云也〕

【注】「西海余子」は「すみよし」と読む。大山町（旧中山町）の住

吉か。また、旧名和町の御来屋に住吉神社がある。「三筒男」は「底筒



之男命、中筒之男命、上筒之男命」で、住吉信仰の神である。

一大智山郡家正東二十三里一百步

大山豆美神坐伊予大智郡神来賜故云大智山也諸木繁多狼狸狐等多  
此山薬艸類桔梗川芍药葛根等繁多也

【注】「大山豆美神」はオオヤマツミ、アシナヅチ・テナヅチの親。

「大智山」は大山。「伊予大智郡」については、『釈日本紀』所引の「伊予国風土記逸文」「乎知郡」条に「乎知郡。御嶋。坐神御名、大山積神、一名和多志大神也。是神者、所顕難波高津宮御宇天皇御世。此神自百济国度来坐而、津国御嶋坐。（云々）謂御嶋者、津国御嶋名也。」とあって、「大山積の神」の鎮座が記される。なお、明治初年まで大神山神社奥宮は「大智明権現」を祀っていた。

一土神山郡家正南二里八十步

地主神坐故云土神山也

【注】米子市長砂の南に「戸上山」がある。「地主神」は主に西日本に広まった地主信仰のことと思われる。地主信仰は比較的新しい信仰と考えられることから、古代に遡ることはできない。なお、伯耆地方の地主信仰については、坂田友宏『とっとり民俗文化論』（伯耆文化研究会、二〇〇八年）に詳しい。

一手間山郡家正西七里二十九步

出雲国与伯耆国堺也（松杵檜煩多也）古老云麓赤猪多此山少彦名命  
父神之手指漏落而降地故云手間山也

【注】現在、南部町の地名に天万が残されている。また、近隣に天万山がある。『古事記』には、「（八十神が）伯岐国の手間の山本に至りて云はく、「赤き猪、此の山に在り。故、われ、共に追ひ下らば、汝、待ち取れ。若し待ち取らずは、必ず汝を殺さむ」と、云ひて、火を以て

猪に似たる大き石を焼きて、転ばし落しき。」などとあり、八十神の集まった地として「手間」が表わされる。本書において、この山に「赤猪」が多いとしているのは、このことに由来する。また、「少彦名」の生誕伝承は『古事記』『日本書紀』と同様だが、ここでは地名起源譚ともなっている。伯耆地方では「少彦名」は「手間天神」とも呼ばれていて、地名起源譚はこのことと関連するものと考えられる。なお、『出雲国風土記』『意宇郡』には「手間の剗」が記されている。

一火神山伯耆国与出雲国堺郡家正西二十四里三十五步

伊佐奈美乃尊火神加久都地生焦神退故云火八木山也

【注】「火神山」は「ひはのやま」と読む。「郡家正西」とあるが、本来は「北西」とあるべき。『古事記』のイザナミの「神退り」の地としては広島県の比婆山などが考えられてきたが、ここでは境港市の外江となる。『古事記』には「故、その神避りし伊邪那美神は出雲国と伯伎国との堺の比婆の山に葬りき。」とある。外江に砂山などがあつたかは不明。なお、『伯耆民談記』は「昆波山」について「此山雲伯の堺にあり。伊弉諾伊弉冊二尊の廟ありといふ。されど今何れの山を指しているふ事を知らず。御廟の跡も見えず。旧事記曰く、伊弉諾伊弉冊の尊、雲伯の境、昆波山陵と云々。日本紀には紀州有馬山を昆波山と述ぶ。今按ずるに太古国境つまびらかならぬ時、雲州能義郡日南村に日南山といふあり。山の上に陵あり。即ち伊弉諾伊弉冊の尊を葬る。神陵なる由、古来相伝の説あり。此山の竹を以て杖を製すれば、蠱蛇敢て近寄らずと云ふ。疑らくは昆波は日南の訓意にて、此地正しく神廟所在の地にて、上古は雲伯の境なりしにや。」とし、本書とは別説を採用している。

〔須佐男尊自出雲国降日川上在鳥上山時川上啼声聞覓声尋賜老翁老婆

在尊曰汝等誰何故此啼对云吾此国神人也名足摩乳妻手摩乳云前八人娘每歳八頭蛇来吞今此稻田姫為吞無由免故歎也云尊曰然少女吾得謀以蛇退可賜即奇稻田姫隱火神山林釀酒所吞蛇醉睡時杖釵斬之則老人祝之後姫幸

【注】『古事記』と同様なヤマタノオロチの伝承を記す。

尊歌曰 佐具作女乃志野不加美嘉氣奈々得屋得以末固戸乃江尔美屋都久利須留

姫反歌 比波久連奴佐久作女乃殿遠波哉殿地奴固戸盧乃夜見尔和礼末世波須留

【注】(スサノオ) さくさめのしのぶ神垣七重八重いま九重に宮つくりする(稲田姫) 日は暮れぬさくさめのをはよとちぬ心の闇に我れ迷はする

本来は「八雲たつ出雲八重垣妻籠みに八重垣つくるその八重垣を」の歌であるはず。「さくさめの」森は、八重垣神社の神森をいう。

相与違合而生大穴持神時母遅来姫云母来故云母来国也母姫見祝故云相見郡也

【注】国号由来、郡号由来であるが、冒頭とは違って、オロチの退治後の話となっている。

古老云比波山固殿江有中古高波打寄洶崩而失社地也依之五里南去移社此所二火八云也

【注】「比波山」は「固殿江」であるしている。中古、津波により社殿を失い、新たに南に移動させたとある。弓浜半島には高波の被害が起こり得る。

一魔乃池周二里郡家西北二十三里八十歩

【注】境港市と思われるが、位置は不明。そもそも存在したかも不明。

一相見大川源出郡家南西二十里八十歩

鳥上山東北流入大海〔年魚伊久比多也〕

【注】「相見大川」は日野川・法勝寺川か。「南西二十里」は法勝寺川の源流か。鳥上山は船通山で、『出雲国風土記』にある。「大海」は日本海。

一通通郡家正東大川舟渡八里五十二歩

【注】「大川」は日野川、「舟渡」は渡し。

一同通汗入郡余戸里一十七里八十歩

【注】不明。

一同通出雲国堺手間刺七里二十九歩

【注】「手間」の関。出雲と伯耆の国境。『出雲国風土記』「意宇郡」に「国の東の堺なる手間の剗に通ふは、三十一里一百八十歩なり。」とある。

一同通日野郡溝口駅二十三里八十二歩

【注】伯耆町溝口のこと。なお、『延喜式』に「溝口駅」はない。右郷改庄事神龜三年依民部卿口宣也 卷首見也

【注】「神龜三年」の名称変更は『出雲国風土記』と一致。「民部卿」は中央の役所「民部省」の長官のことか。

卷尾云 天平五年書之 三月辰 相見也

【注】「天平五年」は『出雲国風土記』の撰進年と同じである。偽の奥書である。

## V 解題

本資料『伯耆会见風土記』は、奈良時代に撰進されたと考えられている『伯耆国風土記』に仮託した地誌の一種である。奥書に「天平五



年」とあり、これがまさしく偽のものであることから、この資料は「偽書」であると考えられる。郷名や庄名が江戸時代のままであり、平安時代の『和名類聚抄』などと異なっていることや、駅名に『延喜式』にはない「米子駅」「溝口駅」が記されていること、考古学上の成果に反して長砂の地が郡家となっていること、江戸時代の信仰がその記述の背景になっていることなどから考えて、「古風土記」の記述と考えることはできない。『伯耆民談記』からの影響が見られること、また『伯耆志』にこの本が紹介されていることから、十八世紀後半から十九世紀半ばまでに創作されたものであると考えたい。その幕末の地誌『伯耆志』から見てみたい。

会見郡古老伝と題せる一小冊あり。郡中の庄名を挙げて曰く、中間庄〔本字高滴〕、蚊屋庄〔本字鹿野〕、八幡庄〔本字八百田〕、星川庄、長田庄〔依前〕、阿賀庄〔本字御鴨〕、福田庄、富田庄〔依前〕、榎原庄〔本字恵野木原〕、宗形庄〔本字御方〕、長砂庄〔本字長祖野〕、勝田庄〔本字固殿江〕、余戸里、神戸里、米子駅と記して、次に里程及び説を附す。出雲風土記に倣ひて、後人の偽作れるものなり。まづ庄と云ふ事は古に無き事さへ辨へざるにや。神亀三年改某庄と云ひ、右の如く中間を古の高滴とし、八幡を八百田とする類も例なき転語なるか。上にもまた神亀三年改八幡と記す。神亀は聖武天皇の年号なれば、奈良又山城の八幡もいまだ無かりし時なり。何を以て八幡の名を辺境の地に命ぜん。又、阿賀庄の註に本字御鴨と記せるも、文義通ぜず、また実に古城を存せしならば、蚊屋、星川の外、数庄、和名抄に記せざる事あるべからず。数説総て論ずるに足らざれば記せず。其の杜撰推して知る可し。（世界聖典刊行協会版（一九七八年）によったが、字句

を私に改めた。）

書名こそ『会見郡古老伝』とあるが内容はまさしく本書である。酷評とはまさにこのことを言うのである。確かにこの『伯耆志』の指摘は適当であり、本書の本質を十分に見抜いていると言える。ただ、この書物が「古風土記」でないことは十分理解できるのであるが、その矛盾点を指摘し、杜撰であると言うのと、この本には全く触れる必要がないのかということとは、また別の次元の問題である。『伯耆志』が興味を示さない内容も、二十一世紀の現在から見ると興味深いところも多くあるように思えるのである。この本の翻刻や詳しい紹介については、管見では他に見当たらず、ここで示してみる必要は少なからずあると考ええる。むしろ、これは近世期の資料として表わすべき内容であろう。

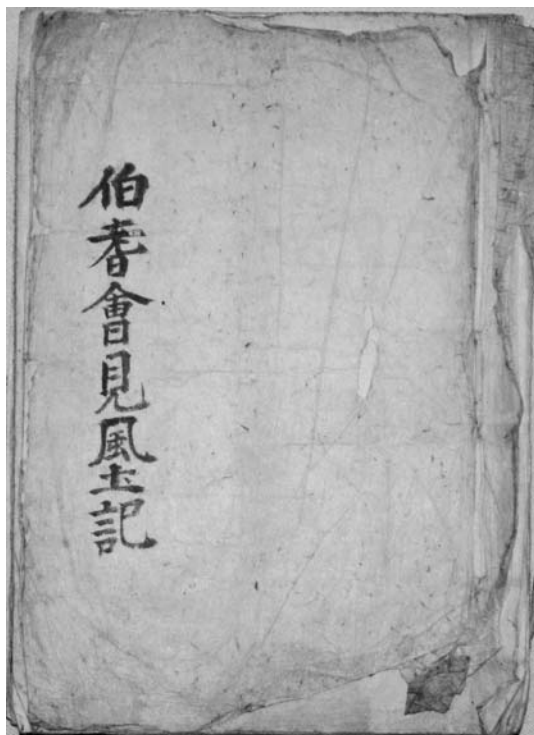
いったいこの本はどのような目的で仮託という形を取り、書かれたのであろうか。そこには、西伯耆地方独特の問題意識がある。竹内自安斎が『伯陽六社みちの記』（元禄七年成立）で、「僻地のうたてき、此国には、風土記さへつたはらで、ふるきをたづねんよすがもなし。ただやみぢに、もししけちたるにことならず。（『伯耆文庫7 伯耆の元禄旅日記 伯陽六社みちの記』による。）」として、伯耆国に『風土記』の残らなかつたことを嘆いていたことから、この地方では逆にその存在が密かに求められたのであろう。まず、隣国出雲に残された『出雲国風土記』の存在がある。唯一完本として残った『風土記』が隣の国にあるという事実は、多くの羨望を呼び込んだに違いない。また、『古事記』などの神話に伯耆国がいくらか表記されていることも、このような渴望を呼んだのであろう。加えて、『釈日本紀』所収の『伯耆風

『土記逸文』のことがある。断片であれ、その粟嶋条が残されていたことを、江戸時代の中頃には伯耆地方の人々は知り始めていた。『伯耆民談記』にそれが引用されていることがなよりの証左である。そこから復元して『伯耆国風土記』を作れないか、そういう思いは思いとしてあったのであろう。近世後期は、徐々に庶民層や地方での学識が深まり、また広がり始めた時期でもある。そういう文化的雰囲気も関係があっただろうし、伯耆地方独特の自由な文化的雰囲気もそれを促したのかも知れない。この資料は、どうやら最初から他の郡のことは記されてなかったようであるから、会見郡の人物による執筆だったのではないだろうか。会見郡とすれば、その執筆者は米子城下の人物が最も可能性が高いであろう。

本資料は古代に作られた『風土記』の享受を知ることのできるものであり、『風土記』の偽作は多くあるけれども、ここまでまとまったものはそう多くはない。また、近世における神話の再生産をここに見ることもできる。この作者は、自分なりにイザナミの葬られた場所を比定しようとしたのではなかったか。ただ、惜しいのはやはり仮託という形式をとっている以上、やはりその受け取り方は複雑である。後世のことを思えば、この方法は真摯なものではないし、このことについて誠実さに欠けると言われても仕方がない。江戸時代の「地誌」の一つとして、また神話的想像力の一断面としてこれを認めつつも、やはり方法的な限界を感じざるを得ない。

もつとも、伯耆地方における近代以前の資料というのは、特に多いわけではなく、このような何かの意図を持った仮託の書物はほぼ存在しないので、これはこれとして興味深いものと言える。特に『伯耆民談記』や『伯耆志』を補うような面があれば、それは幸いであろう。

「偽書」として全面的に切り捨てることなく、これも伯耆地方の重要な文化的産物として考察を加える必要があるのではないか。いくらか変哲な書物であるが、地域の一財産として、今後活用されることを期待したい。



表紙

伯耆國風土記

卷首日

一所以伯耆號者足摩乳手摩乳  
娘奇稻田八頭蛇追來彼公林  
時母遲來姬云母來也故云母來國也

卷頭

石峯改法事神龜三年  
依民部卿口宣也卷首見也

卷尾云

天平五年書之  
三月辰相見也

卷尾

# About “Houki-Aimi-Fudoki” owned by Hachiman Shrine (Higashi-Yawata, Yonago city)

HARA Toyoji

(Yonago National College of Technology)

## [Abstract]

There is the Hachiman-Shrine at Higashi-Yawata in Yonago city. This shrine has the book “Houki-Aimi-Fudoki”. This book is fake one, subscribing about the geography and the myth on Houki-Aimi area in the 8<sup>th</sup> century. But, indeed, this book was written in the late Edo era. “Houki-shi”, written in the late Edo era, wrote about this book as fake one, so we can recognize when “Houki-Aimi-Fudoki” was written.

Keywords : Fudoki, Houki, Hachiman-Shrine, fake, myth

